

監査委員公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和7年1月30日付けで公表した定期監査の結果に基づき、海田町長から措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和7年3月11日

海田町監査委員

永海房雄

海田町監査委員

大高下光信

海 総 第 8 5 号

令和7年2月28日

海田町監査委員 様

海 田 町 長

(総務部総務課)

指摘事項等に対する措置状況について (通知)

令和7年1月30日付け海監査第34号の定期監査の結果に基づき措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

講じた改善策等の内容

【かいたブランド課】

(意見)

実施計画の進捗状況、事業見通し及び事業効果等は、財政運営及び事務事業の見直し等と密接に関わっていることから、的確に把握する必要がある。このため、各課から提出された調書のみならず、財政経営課を含めたヒアリングを実施することについて検討されたい。

(改善策等内容)

各課との事業協議においては、財政経営課が同席してヒアリングを実施するなど両課で連携して取り組んでいるところです。今後は、財政経営課が進めている事務事業総点検結果を関係課で共有するなど、実施計画の進捗管理の精度や事業調書の評価検証の確度を高めてまいります。

【長寿保険課】

(意見)

介護保険制度を周知するためのパンフレットについて、主に介護保険サービスの利用相談に来庁した者に対し配布しているとのことであるが、介護保

険料滞納者に対し、保険料を滞納した場合の影響等を周知することも重要であると思料されるので、配布方法について検討されたい。

(改善策等内容)

当該パンフレットはA4版の冊子であり、催告書等の発送時の同封を想定したものではないことから、介護保険料滞納者との窓口等での対面折衝時に制度への理解を促すために活用します。

【まちデザイン課】

(意見1)

電気通信路線等設置使用料について、4月に相手方に納入通知書を送付すべきであるにもかかわらず、11月30日時点で未送付となっており、これに伴い調定も起票されていなかった。また、高架下駐車場使用料の滞納繰越分について、4月に調定すべきであるにもかかわらず、未調定となっていた。財務規則に基づいて、適正な事務処理を行われたい。

(改善策等内容)

今後は、調定の状況を整理簿で管理するなどチェック体制を強化し、再発防止に努めます。

(意見2)

令和3年度及び令和4年度分の高架下駐車場使用料については、文書等により再三にわたり督促を行っているとのことであるが、未だに未納となっている。未納者は町内居住者であることから、自宅を訪問する等債権の適正管理を図られたい。

(改善策等内容)

駐車場使用料金の未納者が督促や催告に応じない場合は、駐車場の使用許可の取消しなど必要な措置を講じることとします。また、裁判所に支払督促の申し立て手続きを行うなどして、債権の適正管理を図ってまいります。